

保護預り規定

1. (保護預り品の内容物の範囲)

この保護預りでは、次に掲げるものを当行所定のセーフティバッグに施錠のうえ、預けてください。

(1) 保護預りには、次に掲げるものを格納することができます。

- A. 公社債券、株券その他の有価証券
- B. 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- C. 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当行は前に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

(3) 保護預りには、次に掲げるものを格納することができません。

- A. 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの。
- B. 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、保護預りの通常の用法による保管に適さないもの。

2. (利用目的の確認)

(1) 保護預りの契約の締結または利用等にあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が 1. に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。

(2) 保護預りが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、営業室内外へのカメラ設置・記録や利用時の行員立ち会い等などの適切な方法で保護預りの利用状況を確認させていただく場合がございます。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する4月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

4. (手数料)

(1) この保護預りの手数料は、当行所定の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年5月の当行所定の日に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

5. (鍵の保管)

セーフティバッグに使用する正鍵1個は預け主が保管し、副鍵2個は預け主の届出印鑑により封印し、当行が保管します。

6. (保護預り品の受渡し)

(1) 保護預り品の受渡しを請求するときは、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人が当行所定の保護預り袋開封依頼書に届出印鑑により記名押印して、この証書とともに提出してください。

(2) なお、用件終了後は、セーフティバッグを施錠のうえ、当行に返却してください。

7. (届出事項の変更等)

(1) この証書、届出印鑑または正鍵を紛失したとき、または届出印鑑、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) (3) の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) (4) の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (証書、届出印鑑または正鍵の紛失時の取扱い)

この証書、届出印鑑または正鍵を紛失した場合の保護預り品の受渡し、または証書の再発行は、当行所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10. (印鑑照合)

この証書、保護預り袋開封依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り品の受渡し、その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

11. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保護預り品の受渡しの申し出には直ちに応じられない場合であっても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) (1) の事由による保護預り品の内容物の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この保護預りは、14(4)A、B(a)から(e)およびC(a)から(e)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、14(4)A、B(a)から(e)またはC(a)から(e)の一つにでも該当する場合には、当行はこの保護預りの使用申込をおことわりするものとします。

13. (取引等の制限)

- (1) 当行は、預け主の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預け主から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 3年以上利用のない保護預りは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) (1) の各種確認や資料の提出の求めに対する預け主の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) (3) に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は(3)に基づく取引等の制限を解除します。

14. (解約等)

- (1) この契約は、預け主の申し出により、いつでも解約することができます。この場合、裏面の受取欄に届出印鑑により記名押印のうえこの証書を提出し、保護預り品を引取ってください。なお、この証書、届出印鑑および正鍵を紛失した場合に解約するときは、このほか9に準じて取扱います。
- (2) 次の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。
この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。
3により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - A. 預け主が手数料を支払わないとき
 - B. 預け主について相続の開始があったとき
 - C. 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

- D. 店舗の改築、閉鎖その他の事由があるとき
 - E. 預け主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 次の一つにでも該当した場合には、当行はこの取引を停止し、または預け主に通知することによりこの保護預りを解約することができるものとします。なお、本項に基づく通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- A. この保護預りの名義人が存在しないことが明らかになった場合または保護預りの名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - B. 預け主が保護預り申込時に申告した利用目的どおりにこの保護預りを利用しなかった場合、または保護預り開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預け主の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - C. 法令で定める本人確認等、および13(1)で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - D. この保護預りがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - E. この保護預りが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - F. 前記AからEの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (4) (3)のほか、次の各号の一つにでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの保護預りの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに(1)と同様の手続をとってください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- A. 預け主が保護預り使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - B. 預け主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合
 - (a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - C. 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (e) その他前記(a)から(d)に準ずる行為
- (5) (1)から(4)による保護預り品の引取り手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、4(3)にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。
- なお、当行はこの不足額を引取りの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (6) (1)から(4)による保護預り品の引取り手続が3か月以上遅延したときは、当行は開封・開錠のうえ保護預り品の内容物を別途管理できるものとします。なお、当行は開封・開錠による別途管理に際して公証人等に立合いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。
- (7) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができます。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

15. (保護預り品の一時引取り等)

- (1) 保護預り品の保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当行が保護預り品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) (1)の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者に保護預り品の保管を委託することができるものとします。

16. (緊急措置)

法令の定めるところにより保護預り品の内容物の開示もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の火災、保護預り品の異変等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について当行は責任を負いません。

17. (譲渡、質入れの禁止)

この契約による預け主の権利およびこの証書は譲渡または質入れすることはできません。

18. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
- (2) (1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページ上への公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上